

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年11月15日(2007.11.15)

【公開番号】特開2006-198091(P2006-198091A)

【公開日】平成18年8月3日(2006.8.3)

【年通号数】公開・登録公報2006-030

【出願番号】特願2005-11848(P2005-11848)

【国際特許分類】

**A 6 3 F 5/04 (2006.01)**

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

A 6 3 F 5/04 5 1 2 B

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月1日(2007.10.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

配線パターンが形成された制御基板と、この制御基板に凹部を側方に向けて固定され前記配線パターンと電気的に接続する基板側コネクタと、一端側に前記基板側コネクタの前記凹部と結合するハーネス側コネクタを有するハーネスとを備える遊技機に用いられる遊技機用基板ケースであって、

前記遊技機に取り付けられ、平面部及び側壁を有して一面側が開口し、当該平面部の一面側に前記制御基板の板面を向かい合わせた状態で当該制御基板を固定したケース本体部材と、

平面部及び側壁を有して一面側が開口し、その開口側を前記ケース本体部材の前記開口側に向かい合わせた状態で当該ケース本体部材に装着されるケース蓋部材と、

前記ケース本体部材と前記ケース蓋部材により囲まれる部分に設けられ、前記基板側コネクタ及び前記制御基板を収容し、当該基板側コネクタ及び当該制御基板に対するケース外部からの接触を禁止する基板収容部と、

前記ケース本体部材と前記ケース蓋部材により囲まれる部分に設けられ、前記制御基板側方から前記基板側コネクタに結合した前記ハーネス側コネクタを収容し、当該ハーネス側コネクタに対するケース外部からの接触を禁止するコネクタ収容部と、

前記コネクタ収容部の内側とケース外部の間を貫通するとともに前記ハーネス側コネクタより小径に形成された貫通孔とを備え、

前記貫通孔が前記ハーネスを前記コネクタ収容部の内側からケース外部へ挿通させることを特徴とする遊技機用基板ケース。

【請求項2】

前記基板収容部と前記コネクタ収容部の間に隔壁を設けるとともに、この隔壁に前記基板側コネクタと前記ハーネス側コネクタの結合部を挿通させる開口部を設けたことを特徴とする請求項1に記載の遊技機用基板ケース。

【請求項3】

前記貫通孔は、前記ケース本体部材または前記ケース蓋部材に設けられていることを特徴とする請求項1または2に記載の遊技機用基板ケース。

**【請求項 4】**

前記貫通孔は、前記ケース本体部材の縁部に形成された切欠きと前記ケース蓋部材の縁部に形成された切欠きとを向かい合わせて形成されることを特徴とする請求項1または2に記載の遊技機用基板ケース。

**【請求項 5】**

前記貫通孔は、少なくともその一部分が前記基板側コネクタに対する前記ハーネス側コネクタの抜き差し方向の線上と異なる位置に形成されることを特徴とする請求項1ないし4のいずれか一つに記載の遊技機用基板ケース。

**【手続補正 2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0005】**

【特許文献1】特開2003-345911号公報

【特許文献2】特開2004-281303号公報

**【手続補正 3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0008】**

上述した課題を解決するため、請求項1に記載の発明は、配線パターンが形成された制御基板と、この制御基板に凹部を側方に向けて固定され前記配線パターンと電気的に接続する基板側コネクタと、一端側に前記基板側コネクタの前記凹部と結合するハーネス側コネクタを有するハーネスとを備える遊技機に用いられる遊技機用基板ケースであって、前記遊技機に取り付けられ、平面部及び側壁を有して一面側が開口し、当該平面部の一面側に前記制御基板の板面を向かい合わせた状態で当該制御基板を固定したケース本体部材と、平面部及び側壁を有して一面側が開口し、その開口側を前記ケース本体部材の前記開口側に向かい合わせた状態で当該ケース本体部材に装着されるケース蓋部材と、前記ケース本体部材と前記ケース蓋部材により囲まれる部分に設けられ、前記基板側コネクタ及び前記制御基板を収容し、当該基板側コネクタ及び当該制御基板に対するケース外部からの接触を禁止する基板収容部と、前記ケース本体部材と前記ケース蓋部材により囲まれる部分に設けられ、前記制御基板側方から前記基板側コネクタに結合した前記ハーネス側コネクタを収容し、当該ハーネス側コネクタに対するケース外部からの接触を禁止するコネクタ収容部と、前記コネクタ収容部の内側とケース外部の間を貫通するとともに前記ハーネス側コネクタより小径に形成された貫通孔とを備え、前記貫通孔が前記ハーネスを前記コネクタ収容部の内側からケース外部へ挿通させることを特徴とする。

**【手続補正 4】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0010】**

請求項3に記載の発明は、請求項1または2に記載の遊技機用基板ケースであって、前記貫通孔は、前記ケース本体部材または前記ケース蓋部材に設けられていることを特徴とする。

**【手続補正 5】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項4に記載の発明は、請求項1または2に記載の遊技機用基板ケースであって、前記貫通孔は、前記ケース本体部材の縁部に形成された切欠きと前記ケース蓋部材の縁部に形成された切欠きとを向かい合わせて形成されることを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

請求項1に記載の遊技機用基板ケースによれば、前記ケース本体部材と前記ケース蓋部材により囲まれる部分に設けられたコネクタ収容部が、前記制御基板側方から前記基板側コネクタに結合した前記ハーネス側コネクタを収容し、当該ハーネス側コネクタに対するケース外部からの接触を禁止し、前記ハーネス側コネクタより小径に形成された貫通孔が、前記ハーネスを前記コネクタ収容部の内側からケース外部へ挿通させるので、制御基板からコネクタを抜き差しすることを禁止にしているというメッセージを伝わり易くし、制御基板からコネクタを引き抜く作業を困難にし、制御基板からコネクタが強引に引き抜かれた場合には当該制御基板に当該コネクタを差し込む作業を困難にし、基板ケースの内部に器具が挿入されるのを防止することができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

請求項3に記載の遊技機用基板ケースによれば、前記ケース本体部材または前記ケース蓋部材に前記貫通孔を設けることで、当該貫通孔を容易に実現できる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0103

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0103】

図9において、基板ケース300の内部の側面303に形成した開口部304、305は、固定ケース301の隔壁335に形成された切欠き338、339と基板用カバーケース302の側壁363に形成された切欠き365、366とをそれぞれ向かい合わせて形成される。尚、側壁363は隔壁の機能も有している。このような構造により、隔壁335と側壁363は、前記基板収容部601(図8参照)と前記コネクタ収容部602の間に設けられた隔壁を構成している。この隔壁には前記基板側コネクタ311、312と結合するハーネス側コネクタ401、411の結合部を挿通させる開口部304、305を設けている。